

大会決議

(第16回全国中途失聴者・難聴者福祉大会 in 熊本)

難聴者、中途失聴者の権利に対する私たちの取組の理念

難聴者・中途失聴者がすべて聞こえの程度に関係なく、一人の人間として尊重され、等しく国民としての権利が享受され、差別なく平等に地域社会の一員であることを認められることを目標とします。

障害者権利条約の批准にあたっては、障害者基本法を始めとする国内関連法を改正する必要があり、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議に参画し、次に掲げる基本的理念の基に要求を推進していく。

- 1、障害者総合福祉法(仮称)は憲法と障害者権利条約の理念に基づき、障害者基本法、障害者総合福祉法(仮称)等国内法を整備するにあたり、難聴者・中途失聴者の完全参加と平等を保障するものとする。

(説明)

障がい者制度改革推進本部の下、当事者構成委員が中心の障がい者制度改革推進会議と各専門部会は、障害者差別禁止法、虐待防止法などの他、障害者自立支援法に代わる障がい者総合福祉法の制定、情報・コミュニケーション支援に関わる制度の抜本的改革を進めている。当会は、難聴者、中途失聴者の権利が保障されるように、組織を挙げてこれの実現に取り組む。

- 2、社会のあらゆる分野での情報・コミュニケーションの保障を進める。

放送・通信、就労、教育、司法、交通、防災、文化・スポーツ等社会のあらゆる分野で難聴者中途失聴者の情報保障、コミュニケーション支援に関わる法制度の整備を求める。

(説明)

障害は社会の姿勢並びに環境に関する障壁との相互作用という社会モデルの考えに基づきユニバーサルデザイン、情報バリアフリーの実現した環境整備とコミュニケーション支援体制の充実を求める。

各種補聴援助システム機器の設備、光や振動等信号装置、字幕とリアルタイム文字の表記要約筆記などのコミュニケーション支援、電話リレーサービス、遠隔通訳など必要な場における適切な対応が図れる合理的配慮を求める。

公共交通機関の運行情報や公共施設における文字表出、災害時情報の文字伝達を進めてください。

教育の場での情報保障、娯楽施設、文化施設での文字による情報保障と補聴援助システムの整備や設置を進めてください。

3、障害は機能障害と社会環境により生じるという権利条約の考えに基づき、聴覚障害の情報アクセス・コミュニケーション保障の観点からあらたな定義の制定を求める。身体障害者福祉法の聴覚障害認定基準を国際的なレベルに変更してください。（デシベルダウン運動）

（説明）

情報バリアフリー、ユニバーサルデザインの理念が浸透しつつある社会では聴覚障害の程度に関わらず、個々に対応した情報・コミュニケーションの保障がなされるべきである。しかし、福祉サービスの対象として「聴覚障害」の認定基準が必要となる。純音検査による聴力機能だけでなく、当事者のコミュニケーションのニーズ（生活上の困難度）も加味して設定される必要がある。

現行身体障害者福祉法の認定基準は算定根拠自体が聴覚障害者の生活実態から乖離し、国際的基準（500 Hz ~ 4 kHz で両耳平均聴力 40 dB以上）からみても重度障害の基準（500 Hz ~ 2 kHz で両耳平均聴力 70 dB以上）になっている。

40年の聴覚者運動のなかでも差別解消としての最も重要な要求です。特に幼少期、学齢期の言語獲得時にある児童、生徒にとっては、将来の社会を背負って立つ人材育成という観点からも重要な問題であり、社会にとっての大きな損失でもある。

4、難聴者・中途失聴者に対する福祉サービスは抜本的な拡充を求める。

（1）当事者の希望する補聴器の交付と補聴援助システムの新規交付事業を開始してください。

（説明）

本年4月から耳掛形を基本とした交付が実施されているが、両耳装用や耳穴形の装用もQOLの向上が認められることから、本人の希望が尊重される交付が必要である。

障害者自立支援法で給付されるデジタル補聴器は基本構造以外のハウリング抑制機能や周波数圧縮機能も追加してください。

補聴器や人工内耳では、音源から離れたところでの聴取は困難です。それを補う補聴援助システムの給付をFMシステム以外でも利用ができるようにしてください。

（2）難聴者、中途失聴者の聴能訓練、筆談、手話、読話等のコミュニケーション手段の学習、生活訓練等を事業化してください。

（説明）

難聴者の自立には、補聴器装用訓練や情報保障手段の学習や習得など新たなコミュニケーション手段を学ぶ場の獲得が欠かせません。また、難聴者にとって例会などの交流は社会参加上で重要な生活訓練にあたる意義、意味があります。

（3）総合ヒアリングセンターを実現してください。

聴覚保障の推進を医療、福祉の両面から制度化してください。医療、福祉、就労、教育など総合的な支援が受けられるセンターとしてください。

(説明)

福祉医療機構の助成により2年間実施した聴覚補償に関わる調査研究事業により、総合ヒアリングセンター構想がまとめられた。医療機関、聴覚障害者情報提供施設等でセンター機能の実現により事業としての実施が図れるようにしてください。

聴覚補償の推進には聴覚外来と補聴給付事業のように医療と福祉のサービスや社会・成人教育を含めた教育分野との連携の拡大が必要です。

5、手話通訳制度と同様に要約筆記者を養成、派遣事業を充実させてください。

(1) 要約筆記者養成事業を早急に通達してください。

(説明)

要約筆記は意思疎通を仲介する通訳としての位置付けが法定化されていますが、社会福祉を目的とする事業の担い手としての要約筆記者養成事業が示されて、実施されていません。専門的人材養成としての要約筆記者養成に関する通達を早急に出してください。

(2) 要約筆記者の派遣対象の拡大、範囲の拡大を求めます。

(説明)

障害者自立支援法施行後、自助団体への派遣を中止した自治体が多く存在します。私たちにとって、複数の同障者のコミュニケーションにとってなくてはならない要約筆記者公費派遣を全国で復活してください。コミュニケーションは私たちの権利です。このような権利侵害を早くなくしてください。

(3) 要約筆記者派遣事業における、都道府県、市町村間を超えた派遣ネットワークシステムの構築と事業化を求めます。

(説明)

障害者自立支援法での派遣は地域で福祉サービスを受けられるということが基本となっている。このため複数の行政区をまたぐ派遣が認められていない。いつでも、どこでも、必要な場に要約筆記者の派遣ができ、私たちの権利が守られることが必要です。

6、難聴者・中途失聴者が施策決定に参画できる法制度を確立してください。

(説明)

障害者基本法を改正し、障害者施策推進協議会に代わる当事者参画による施策決定機関、障害者権利条約の決定機関を設置する必要があります。全国の都道府県、市町村に至るまでの各種福祉政策決定の場に、当事者の参画が保障される「私たち抜きに、私たちのことを決めないで！」という権利条約採択時の精神に基づき、法改正を進めてください。

以上 決議する。

2010年10月17日

第16回全国難聴者・中途失聴者福祉大会 in 熊本 参加者一同